

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たると  
は、その翌  
日)

## 目 次

◇規 則 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規

則(人事課)

鳥取県立自然公園条例施行規則(自然保護課)

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改

正する規則(長寿社会課)

鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則(全県公園化・景

観政策課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立自然公園条例施行規則

一 趣旨(第一条関係)

この規則は、鳥取県立自然公園条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

二 公園事業となる施設の種類(第二条関係)

公園事業となる施設は、次に掲げるものとする事とした。

- (一) 道路及び橋
  - (二) 広場及び園地
  - (三) 宿舍及び避難小屋
  - (四) 休憩所、展望施設及び案内所
  - (五) 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
  - (六) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
  - (七) 運輸施設
  - (八) 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び廃棄物処理施設
  - (九) 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
  - (十) 植生復元施設及び動物繁殖施設
  - (十一) 砂防施設及び防火施設
- 三 公園事業の執行承認の申請(第三条関係)
- 公園事業の執行承認の申請に係る手続を定めることとした。
- 四 施設の供用開始等(第四条関係)
- 1 公園事業者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならないこととした。
- 2 公園事業者は、当該公園事業の執行として工事を施行する場合には、知事の定める期間内にその工事に着手し、かつ、知事の定める期日までにこれを完了しなければならないこととした。
- 3 知事は、正当な理由があるときは、1若しくは2の期日を延期し、又は2の期間を伸長することができることとした。
- 4 3の期日の延期又は期間の伸長の申請に係る手続を定めることとした。
- 五 管理又は経営方法の届出(第五条関係)
- 公園事業者は、当該公園事業に関する管理又は経営の方法を定め、知事に届け出なければならないこととした。

## 六 施設の変更等の承認(第六条関係)

公園事業は、施設の設定、規模及び構造並びにその管理又は経営の方法の概要を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならないこととした。

## 七 事業の休止及び廃止(第七条関係)

公園事業者は、当該公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止につき法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときを除き、知事の承認を受けなければならないこととした。

## 八 地位の承継(第八条関係)

1 公園事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、又は公園事業たる事業の譲渡につき法令又は他の条例の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができることとした。

2 1の承認の申請に係る手続を定めることとした。

3 公園事業者が死亡したときはその相続人が、公園事業者である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、それぞれ当該公園事業者たる地位を承継することとした。

## 九 条件(第九条関係)

公園事業の執行の際の承認又は六から八までの承認には、県立自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を附することができること。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る承認については、公園保護上必要な条件に限ることとした。

## 十 届出(第十条関係)

次のいずれかの場合には、公園事業者は届け出なければならないこととし、その様式等を定めることとした。

- 1 住所又は氏名を変更したとき。
- 2 法人を設立したとき。
- 3 休止した施設の供用を再開したとき。

4 法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とする公園事業を休止又は廃止しようとするとき。

5 公園事業者たる地位を譲渡により承継したとき。

6 公園事業者たる地位を相続又は合併により承継したとき。

## 十一 承認の失効及び取消(第十一条関係)

1 公園事業たる事業が法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る公園事業の執行の承認は、その効力を失うこととした。

2 四一若しくは二、六、七又は九に違反したときは、公園事業の執行の承認を取り消すことができることとした。

## 十二 特別地域の区分(第十二条関係)

公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次のそれぞれの地域に区分することとした。

1 第一種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)

2 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。)

3 第三種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)

## 十三 特別地域内における行為の許可申請(第十三条関係)

特別地域内における行為の許可申請に係る手続を定めることとした。

## 十四 既着手行為等の届出(第十四条関係)

特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域において許可を受けなければならない行為に着手している者又は特別地域において非常災害のために必要な応急措置として許可を受けなければならない行為をした者の

届出に係る手続を定めることとした。

十五 特別地域内における許可又は届出を要しない行為（第十五条、別表第一関係）

1 特別地域内において、許可を受けなくてもできる行為のうち、法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為は、次のとおりとすることとした。

- (一) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項又は第二項の規定により許可を受けて行う行為
- (二) 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項又は第二項の規定により許可を受けて行う行為（同法第二十五条第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するために指定された保安林において行われるものに限る。）

(三) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の規定により許可を受けて行う行為

(四) 鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）第三条第一項又は第四条第一項の規定により許可を受けて行う行為

(五) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号）第二条第一項の規定により許可を受けて行う行為

(六) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十三条第一項又は第八十条第一項の規定により許可を受けて行う行為

(七) 鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第十四条第一項又は第三十四条第一項の規定により許可を受けて行う行為

2 特別地域内において、許可を要しない行為のうち、通常管理行為、軽易な行為その他の行為を定めることとした。

十六 普通地域内における行為の届出（第十六条関係）  
普通地域内における行為の届出に係る手続を定めることとした。

十七 工作物の基準（第十七条関係）

普通地域内において届け出なければならない工作物の基準は、次に掲げる工作物の区分に応じそれぞれに定めるとおりとしたこととした。

- (一) 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
- (二) 送水管 長さ七十メートル
- (三) 鉄塔 高さ三十メートル
- (四) 船舶の係留施設 長さ五十メートル
- (五) ダム 高さ二十メートル
- (六) 鋼索鉄道 延長七十メートル
- (七) 索道 傾斜長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
- (八) 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
- (九) 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル

十八 普通地域内における届出を要しない行為（第十八条、別表第二関係）

1 普通地域内において届出を要しない行為のうち、法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為を定めることとした。

(一) 第十四条第一項各号に掲げる行為

(二) 文化財保護法第四十三条の二第一項、第五十六条の十三第一項又は第八十条の三第一項の規定により届け出て行う行為

(三) 鳥取県文化財保護条例第十五条第一項（同条例第三十五条において準用する場合を含む。）の規定により届け出て行う行為

2 普通地域内において届出を要しない行為のうち、通常管理行為、軽易な行為その他の行為を定めることとした。

十九 許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等（第十九条関係）  
特別地域内において許可を受けなければならない行為又は普通地域内において届出なければならない行為の申請及び変更申請に係る添付書類の一部を、省略できることとした。

二十 身分証明書の様式（第二十条関係）

特別地域内における行為を許可するため、普通地域内における行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずるため、又は原状回復を命じ若しくは原状回復に代わるべき必要な措置を命ずるため、知事が必要であると認めるときはの立入検査に係る証明書の様式を定めることとした。

二十一 損失の補償の請求(第二十一条関係)

特別地域内において行為の許可を受けられないため、許可に条件を附せられたため、又は普通地域内において行為を禁止され、若しくは制限され、又は必要な措置をとるべき旨を命ぜられたため、損失を受けた者に対する損失補償の請求に係る手続を定めることとした。

二十二 書類の経由(第二十二条関係)

鳥取県立自然公園条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、行為地を管轄する市町村の長を経由して提出しなければならないこととした。

二十三 施行期日

この規則は、平成六年十二月一日から施行することとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正(別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対象収入額	金額(一)		人月額	
		大居室を使用する場合	改正後	小居室を使用する場合	改正後
一階層	一、五〇〇、〇〇〇円以下	五八、七三〇円	五九、四五〇円	五七、七三〇円	五八、四五〇円
二階層	一、五〇〇、〇〇〇円以上 一、六〇〇、〇〇〇円以下	六一、七三〇円	六二、四五〇円	六〇、七三〇円	六一、四五〇円
三階層	一、六〇〇、〇〇〇円以上 一、七〇〇、〇〇〇円以下	六四、七三〇円	六五、四五〇円	六三、七三〇円	六四、四五〇円
四階層	一、七〇〇、〇〇〇円以上 一、八〇〇、〇〇〇円以下	六七、七三〇円	六八、四五〇円	六六、七三〇円	六七、四五〇円
五階層	一、八〇〇、〇〇〇円以上 一、九〇〇、〇〇〇円以下	七〇、七三〇円	七一、四五〇円	六九、七三〇円	七〇、四五〇円
六階層	一、九〇〇、〇〇〇円以上 二、〇〇〇、〇〇〇円以下	七三、七三〇円	七四、四五〇円	七二、七三〇円	七三、四五〇円
七階層	二、〇〇〇、〇〇〇円以上 二、一〇〇、〇〇〇円以下	七六、七三〇円	七七、四五〇円	七五、七三〇円	七六、四五〇円
八階層	二、一〇〇、〇〇〇円以上 二、二〇〇、〇〇〇円以下	七九、七三〇円	八〇、四五〇円	七八、七三〇円	七九、四五〇円
九階層	二、二〇〇、〇〇〇円以上 二、三〇〇、〇〇〇円以下	八二、七三〇円	八三、四五〇円	八一、七三〇円	八二、四五〇円
十階層	二、三〇〇、〇〇〇円以上 二、四〇〇、〇〇〇円以下	八五、七三〇円	八六、四五〇円	八四、七三〇円	八五、四五〇円
十一階層	二、四〇〇、〇〇〇円以上 二、五〇〇、〇〇〇円以下	八八、七三〇円	八九、四五〇円	八七、七三〇円	八八、四五〇円
十二階層	二、五〇〇、〇〇〇円以上 二、六〇〇、〇〇〇円以下	九一、七三〇円	九二、四五〇円	九〇、七三〇円	九一、四五〇円
十三階層	二、六〇〇、〇〇〇円以上 二、七〇〇、〇〇〇円以下	九四、七三〇円	九五、四五〇円	九三、七三〇円	九四、四五〇円
十四階層	二、七〇〇、〇〇〇円以上 二、八〇〇、〇〇〇円以下	九七、七三〇円	九八、四五〇円	九六、七三〇円	九七、四五〇円
十五階層	二、八〇〇、〇〇〇円以上 二、九〇〇、〇〇〇円以下	一〇〇、七三〇円	一〇一、四五〇円	九九、七三〇円	一〇〇、四五〇円
十六階層	二、九〇〇、〇〇〇円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	一〇三、七三〇円	一〇四、四五〇円	一〇二、七三〇円	一〇三、四五〇円
十七階層	三、〇〇〇、〇〇〇円以上 (現行三、八七三、一一〇円以下)	一〇六、七三〇円	一〇七、四五〇円	一〇五、七三〇円	一〇六、四五〇円

十八階層 (現行三、八七三、二二一 円以上)	三、九一〇、三二二円以上	一五二、四三〇円	一五四、二〇〇円	一五一、四三〇円	一五三、二〇〇円
------------------------------	--------------	----------	----------	----------	----------

2 平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正(附別表関係)  
 経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範  
 囲を三、九一〇、三二二円以上(現行三、八七三、二二一円以上)とすると  
 ともに、使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金額 (一)		人月額 (一)	
	現行	改正後	現行	改正後
A階層	五八、七三〇円	五九、四五〇円	五七、七三〇円	五八、四五〇円
B階層	六三、七三〇円	六四、四五〇円	六二、七三〇円	六三、四五〇円
C一階層	六八、七三〇円	六九、四五〇円	六七、七三〇円	六八、四五〇円
C二階層	七三、七三〇円	七四、四五〇円	七二、七三〇円	七三、四五〇円
C三階層	七八、七三〇円	七九、四五〇円	七七、七三〇円	七八、四五〇円
C四階層	八三、七三〇円	八四、四五〇円	八二、七三〇円	八三、四五〇円
C五階層	八八、七三〇円	八九、四五〇円	八七、七三〇円	八八、四五〇円
C六階層	九三、七三〇円	九四、四五〇円	九二、七三〇円	九三、四五〇円
C七階層	九八、七三〇円	九九、四五〇円	九七、七三〇円	九八、四五〇円
C八階層	一〇三、七三〇円	一〇四、四五〇円	一〇二、七三〇円	一〇三、四五〇円
C九階層	一〇八、七三〇円	一〇九、四五〇円	一〇七、七三〇円	一〇八、四五〇円
C十階層	一一三、七三〇円	一一四、四五〇円	一一二、七三〇円	一一三、四五〇円
D階層	一二三、七三〇円	一二四、四五〇円	一二二、七三〇円	一二三、四五〇円

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正(別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる  
 対象収入額の範囲並びに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対象収入額		金額 (一)		人月額 (一)	
	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行
一階層	一、五〇〇、〇〇〇円以下	一、五〇〇、〇〇〇円以上	五八、七三〇円	五九、四五〇円	五七、七三〇円	五八、四五〇円
二階層	一、六〇〇、〇〇〇円以下	一、六〇〇、〇〇〇円以上	六一、七三〇円	六一、四五〇円	六〇、七三〇円	六一、四五〇円
三階層	一、七〇〇、〇〇〇円以下	一、七〇〇、〇〇〇円以上	六四、七三〇円	六五、四五〇円	六三、七三〇円	六四、四五〇円
四階層	一、八〇〇、〇〇〇円以下	一、八〇〇、〇〇〇円以上	六七、七三〇円	六八、四五〇円	六六、七三〇円	六七、四五〇円
五階層	一、九〇〇、〇〇〇円以下	一、九〇〇、〇〇〇円以上	七〇、七三〇円	七一、四五〇円	六九、七三〇円	七〇、四五〇円
六階層	二、〇〇〇、〇〇〇円以下	二、〇〇〇、〇〇〇円以上	七三、七三〇円	七四、四五〇円	七二、七三〇円	七三、四五〇円
七階層	二、一〇〇、〇〇〇円以下	二、一〇〇、〇〇〇円以上	七六、七三〇円	七七、四五〇円	七五、七三〇円	七六、四五〇円
八階層	二、二〇〇、〇〇〇円以下	二、二〇〇、〇〇〇円以上	七八、七三〇円	七九、四五〇円	七七、七三〇円	七八、四五〇円
九階層	二、三〇〇、〇〇〇円以下	二、三〇〇、〇〇〇円以上	八一、七三〇円	八二、四五〇円	八〇、七三〇円	八一、四五〇円
十階層	二、四〇〇、〇〇〇円以下	二、四〇〇、〇〇〇円以上	八四、七三〇円	八五、四五〇円	八三、七三〇円	八四、四五〇円
十一階層	二、五〇〇、〇〇〇円以下	二、五〇〇、〇〇〇円以上	八七、七三〇円	八八、四五〇円	八六、七三〇円	八七、四五〇円
十二階層	二、六〇〇、〇〇〇円以下	二、六〇〇、〇〇〇円以上	九〇、七三〇円	九一、四五〇円	八九、七三〇円	九〇、四五〇円
十三階層	二、七〇〇、〇〇〇円以下	二、七〇〇、〇〇〇円以上	九三、七三〇円	九四、四五〇円	九二、七三〇円	九三、四五〇円
十四階層	二、八〇〇、〇〇〇円以下	二、八〇〇、〇〇〇円以上	九六、七三〇円	九七、四五〇円	九五、七三〇円	九六、四五〇円
十五階層	二、九〇〇、〇〇〇円以下	二、九〇〇、〇〇〇円以上	九九、七三〇円	一〇〇、四五〇円	九八、七三〇円	九九、四五〇円
十六階層	三、〇〇〇、〇〇〇円以下	三、〇〇〇、〇〇〇円以上	一〇二、七三〇円	一〇三、四五〇円	一〇一、七三〇円	一〇二、四五〇円
十七階層	三、一〇〇、〇〇〇円以下	三、一〇〇、〇〇〇円以上	一〇五、七三〇円	一〇六、四五〇円	一〇四、七三〇円	一〇五、四五〇円

十八階層 (現行三、八七三、一二一 円以上)	三、九一〇、三二四以上	一五、一三〇円	一五三、八〇円	一五二、一三〇円	一五、八〇円
------------------------------	-------------	---------	---------	----------	--------

2 平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正(附則別表関係)  
 経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範  
 囲を三、九一〇、三二四円以上(現行三、八七三、一二一円以上)とする  
 とともに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階 層	金 額 (一)		人 月 額 (一)	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
A 階層	五八、七三〇円	五九、四五〇円	五七、七三〇円	五八、四五〇円
B 階層	六三、七三〇円	六四、四五〇円	六二、七三〇円	六三、四五〇円
C 一階層	六八、七三〇円	六九、四五〇円	六七、七三〇円	六八、四五〇円
C 二階層	七三、七三〇円	七四、四五〇円	七二、七三〇円	七三、四五〇円
C 三階層	七八、七三〇円	七九、四五〇円	七七、七三〇円	七八、四五〇円
C 四階層	八三、七三〇円	八四、四五〇円	八二、七三〇円	八三、四五〇円
C 五階層	八八、七三〇円	八九、四五〇円	八七、七三〇円	八八、四五〇円
C 六階層	九三、七三〇円	九四、四五〇円	九二、七三〇円	九三、四五〇円
C 七階層	九八、七三〇円	九九、四五〇円	九七、七三〇円	九八、四五〇円
C 八階層	一〇三、七三〇円	一〇四、四五〇円	一〇二、七三〇円	一〇三、四五〇円
C 九階層	一〇八、七三〇円	一〇九、四五〇円	一〇七、七三〇円	一〇八、四五〇円
C 十階層	一一三、七三〇円	一一四、四五〇円	一一二、七三〇円	一一三、四五〇円
D 階層	一二三、一三〇円	一二三、八二〇円	一二二、一三〇円	一二二、八二〇円

三 この規則は、平成六年十二月一日から施行することとした。

◇鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

一 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、遭難者の救助等の業

- 務のための車馬の使用等についても、特別地区内における行為の制限及び野生動物の捕獲等の制限の対象とならない行為とすることとした。(第十六条関係)
- 二 特別地区のうち知事が指定する区域内における車馬の使用等の行為に対する許可の基準は、当該行為の方法及び規模が自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこととする(別表第一関係)
- 三 特別地区のうち知事が指定する区域内における車馬の使用等の行為であつて砂防法に規定する砂防設備の管理等のための行為についても、知事の許可等が必要ない行為とすることとした。(別表第二関係)
- 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 五 この規則は、平成六年十二月一日から施行することとした。

◇鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県立自然公園条例の規定により知事の承認を受けて行う公園事業の執行として行う行為及び普通地域内において知事に届け出て行う行為についても、特定行為及び大規模行為に係る届出義務等の適用除外行為とすることとした。
- 二 この規則は、平成六年十二月一日から施行することとした。

規 則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成六年三月鳥取県条例第六号）の施行期日は、平成六年十二月一日とする。

鳥取県立自然公園条例施行規則をここに公布する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十九号

鳥取県立自然公園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県立自然公園条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第一号。以

下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公園事業となる施設の種類)

第二条 条例第二条第三号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 道路及び橋

二 広場及び園地

三 宿舍及び避難小屋

四 休憩所、展望施設及び案内所

五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設

六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機

七 運輸施設（主として県立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を

運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第九項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）

八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び廃棄物処理施設

九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場

十 植生復元施設及び動物繁殖施設

十一 砂防施設及び防火施設

(公園事業の執行承認の申請)

第三条 条例第八条第二項の規定により公園事業の執行の承認を受けようとする者は、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

(施設の供用開始等)

第四条 県立自然公園の利用のための施設に関する公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。この条及び次条において同じ。）の執行の承認を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

2 公園事業者は、当該公園事業の執行として工事を施行する場合には、知事の定める

期間内にその工事に着手し、かつ、知事の定める期日までにこれを完了しなければならない。

3 知事は、正当な理由があると認めるときは、公園事業者の申請により、前二項の期日を延期し、又は前項の期間を伸長することができる。

4 前項の規定による期日の延期又は期間の伸長の申請は、様式第二号による申請書を知事に提出してしなければならない。

(管理又は経営方法の届出)

第五条 公園事業者は、当該公園事業に関する管理又は経営の方法を定め、様式第三号による届出書により知事に届け出なければならない。管理又は経営の方法を変更したときも、同様とする。

(施設の変更等の承認)

第六条 公園事業者は、施設の位置、規模及び構造並びにその管理又は経営の方法の概要(運輸施設に関する公園事業者にあつては、施設の管理又は経営の方法の概要を除く。)を変更しようとするときは、様式第四号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、建築物の内部の構造の変更であつて軽易なもの及び別表第一に掲げる行為に該当するものについては、この限りでない。

2 第四条の規定は、前項の規定による承認を受けた者について、準用する。

(事業の休止及び廃止)

第七条 公園事業者は、当該公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、様式第五号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止につき、法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

(地位の承継)

第八条 公園事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該公園事業たる事業の譲渡につき法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 前項の規定による承継の承認を受けようとする者は、様式第六号による申請書を知

事に提出しなければならない。

3 公園事業者が死亡したときはその相続人が、公園事業者である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、それぞれ当該公園事業者たる地位を承継する。

(条件)

第九条 条例第八条第二項の規定による承認又は第六条から前条までの規定による承認には、県立自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を附することができる。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る承認については、県立自然公園の保護上必要な条件に限る。

(届出)

第十条 公園事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる様式の届出書を知事に提出しなければならない。

一 住所又は氏名(法人又は法人格のない組合(以下「組合」という。))にあつては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したとき 様式第七号

二 法人を設立したとき 様式第八号

三 休止した施設の供用を再開したとき 様式第九号

四 第七条ただし書に規定する休止又は廃止をしようとするとき 様式第十号

五 公園事業者たる地位を譲渡により承継したとき 様式第十一号

六 公園事業者たる地位を相続又は合併により承継したとき 様式第十二号

(承認の失効及び取消)

第十一条 公園事業者たる事業が法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る公園事業の執行の承認は、その効力を失う。

2 知事は、公園事業者が第四条第一項若しくは第二項(第六条第二項において準用する場合を含む。)、第六条第一項、第七条の規定若しくは第九条の規定による条件に違反したときは、公園事業の執行の承認を取り消すことができる。

(特別地域の区分)



第十二条 公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号に掲げるいずれかの地域に区分するものとする。

一 第一種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）

二 第二種特別地域（第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。）

三 第三種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）

（特別地域内における行為の許可申請）

第十三条 条例第十一条第三項の規定による許可を受けようとする者は、様式第十三号による申請書を知事に提出しなければならない。

（既着手行為等の届出）

第十四条 条例第十一条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十四号による届出書を提出してしなければならない。

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十五条 条例第十一条第六項第一号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項又は第二項の規定により許可を受けて行う行為

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項又は第二項の規定により許可を受けて行う行為（同法第二十五条第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するために指定された保安林において行われるものに限る。）

三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の規定により許可を受けて行う行為

四 鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）第三条第一項又は第四条第一項の規定により許可を受けて行う行為

五 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号）第二条第一項の規定により許可を受けて行う行為

六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十三条第一項又は第八十条第一項の規定により許可を受けて行う行為

七 鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第十四条第一項又は第三十四条第一項の規定により許可を受けて行う行為

2 条例第十一条第六項第三号に規定する規則で定める行為は、別表第一のとおりとする。

（普通地域内における行為の届出）

第十六条 条例第十三条第一項の規定による届出は、様式第十五号による届出書を提出してしなければならない。

（工作物の基準）

第十七条 条例第十三条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル

二 送水管 長さ七十メートル

三 鉄塔 高さ三十メートル

四 船舶の係留施設 長さ五十メートル

五 ダム 高さ二十メートル

六 鋼索鉄道 延長七十メートル

七 索道 傾斜長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル

八 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル

九 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル

第十八条 条例第十三条第七項第一号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 第十五条第一項各号に掲げる行為

二 文化財保護法第四十三条の二第一項、第五十六条の十三第一項又は第八十条の三第一項の規定により届け出て行う行為

三 鳥取県文化財保護条例第十五条第一項（同条例第三十五条において準用する場合を含む。）の規定により届け出て行う行為

2 条例第十三条第七項第三号の規則で定める行為は、別表第二のとおりとする。

（許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等）

第十九条 条例第十一条第三項の規定による許可を受けた行為又は条例第十三条第一項の規定による届出を完了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十三条又は第十六条の規定による申請書又は届出書に添えなければならない図面（以下この条において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、条例第十一条第三項による許可の申請又は条例第十四条第四項若しくは第十三条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

（身分証明書の様式）

第二十条 条例第十五条第二項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十六号による。

（損失の補償の請求）

第二十一条 条例第十八条の規定による損失の補償の請求は、様式第十七号による請求書を知事に提出してしなければならない。

（書類の経由）

第二十二条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、行為地を管轄する市町村（行為地が二以上の市町村の区域にまたがるときは、その事項が主として関係する土地を管轄する市町村）の長を経由して提出しなければならない。

附則

この規則は、平成六年十二月一日から施行する。

別表第一（第十五条関係）

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
  - イ 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
  - ロ 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十三平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
  - ハ 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- ホ ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- ヘ 条例第十一条第三項の許可を受けた行為又はこの表の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- ト 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設、森林法第四十一条第一項又は第二項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- チ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路を改

築し、又は増築すること。

リ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設又は同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

ヌ 漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第六十五号）第八条第二項第二号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ル 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。

ヲ 文化財保護法第七十二条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

ワ 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの

カ 道路に送水管、ガスパ管、電線等を埋設すること。

コ 巢箱、給じ台、給水台等を設置すること。

ク 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

二 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの  
イ 宅地の木竹を伐採すること。

ロ 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。  
ハ 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

ホ 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切りし、又は間伐すること。

ヘ 牧野改良のためいばら、かん木等を除去すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ 宅地内の土石を採取すること。

ロ 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ハ 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。

四 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

ロ 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによって、河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

五 広告物、立看板、標識その他これらに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告、案内その他これらに類するものを工作物等に表示することであつて次に掲げるもの

イ 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

ロ 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。

ハ 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等これらを表示すること。

と。

ニ 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

ホ 漁港法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

六 宅地内にある植物で、条例第十一条第三項第八号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

七 条例第十一条第三項第十号の規定により知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ 漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。

ハ 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ニ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヘ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ト 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

チ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜

地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

リ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヌ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

ル 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

ヲ 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの

イ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第四条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により建設大臣の認可を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を

除く。を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

ロ 工作物等を修繕するために必要な行為

ハ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十二條の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ニ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

ホ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十七條第一項に規定する埋蔵文化財若しくは同法第六十九條第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十條第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

九 前各号に掲げる行為に付帯する行為

別表第二（第十八条関係）

一 その規模が第十七条に規定する基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）であつて次に掲げるもの

イ 別表第一第一号イからタまでに掲げる行為

ロ 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七條第四号に規定する内種特殊索道を新築し、改築し、又は増築すること。

ニ 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ 別表第一第四号イ及びロに掲げる行為

ロ 宅地内の池沼等を埋め立てること。

ハ 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良に関する事業（同項第四号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。

三 広告物、立看板、標識その他これらに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告、案内その他これらに類するものを工作物等に表示することであつて次に掲げるもの

イ 別表第一第五号イからホまでに掲げる行為

ロ 広告物その他これに類する物又は広告その他これに類するもの高さ（工作物等に掲出又は表示する場合にあつては、当該工作物の高さ）が五メートル以下、又は表示面積が十平方メートル以下のもの

四 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ 別表第一第三号ロ及びハに掲げる行為

ロ 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ハ 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ニ 面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

五 土地の形状を変更することであつて次に掲げるもの

イ 宅地内の土地の形状を変更すること。

ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。

ハ 文化財保護法第五十七條第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

ニ 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。

ホ 養浜のために土地の形状を変更すること。

ヘ 面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

- ト 第十七条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの
- イ 別表第一第八号イからホまでに掲げる行為
- ロ 漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- 七 前各号に掲げる行為に付帯する行為

様式第一号（第3条関係）

鳥取県知事 殿

年 月 日

住所 申請者 氏名 ①  
 （法人又は組合にあっては主たる事務所）  
 の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

公園事業執行承認申請書

鳥取県立自然公園条例第8条第2項の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。

公園事業の種類	
施設の位置	
施設の規模及び構造	
施設の管理又は経営の方法の概要	
事業資金の総額及び調達方法	
施設の供用開始の予定年月日	
工事施行の予定期間	
法令又は他の条例の規定により公園事業の執行につき許可、認可等の処分を必要とするときは、当該法令名及び処分の有無	
備考	

(注) 1 施設の管理又は経営の方法の概要及び事業資金の総額及びその調達方法は、

運輸施設に関する公園事業の執行の承認を受けようとする者の場合記載することを要しない。

2 施設の規模及び構造は、運輸施設の場合当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項のみ記載すること。

3 施設の供用開始の予定年月日は、県立自然公園の利用のための施設の場合に記載すること。

4 工事の施行の予定期間は、工事の施行を要する場合に記載すること。

添付書類

1 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

2 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

3 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一以上の施設の(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするため必要な事項に限る。)平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

4 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

5 工事の施行を要する場合にあっては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに数量、単価、金額及びその内訳を記載した書類(運輸施設の場合、添付しなくてよい。)

6 施設の管理又は経営に要する経費、収入並びに支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類(運輸施設の場合、添付しなくてよい。)

7 法人にあっては、次に掲げる書類

イ 定款、寄附行為又は登記簿の謄本

ロ 認可申請に関する意思決定を証する書類

8 法人を設立しようとする者にあつては、定款、寄附行為又は規約

9 組合にあつては、次の各号に掲げる書類

イ 組合契約書の写し

ロ 認可申請に関する意思決定を証する書類

様式第2号 (第4条関係)

鳥取県知事 殿

年 月 日

住所

申請者 氏名

⑩

(法人又は組合にあっては主たる事務所)の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

供用開始期日延期等承認申請書

施設の供用開始期日を延期(工事に着手する期間を伸長)(工事の完了する期日を延期)したいので、鳥取県立自然公園条例施行規則第4条第4項の規定により、次のとおり申請します。

承認を受けた年月日及び番号	年	月	日	鳥取県指令第	号
公園事業の種類					
申請に係る施設又は工事					
承認の条件にある期日・期間					
延期の期日又は伸長の期間					
延期又は伸長を必要とする理由					
工事施行の予定期間					
法令又は他の条例の規定により期日の延長につき許可、認可等の処分又は届出を必要とするものであるときは、当該法令名及び処分の有無					
備考					

(注) 工事施行の予定期間は、工事の施行を要する場合に記載すること。

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所

申請者 氏名

(法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

施設の管理(経営)方法届

施設の管理(経営)方法を定めた(変更した)ので、鳥取県立自然公園条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第 号
公園事業の種類		
施設の所在地		
施設の名称		
直営・委託の別	直営・委託(委託者の住所及び氏名)	
施設の管理(経営)の現場責任者の住所氏名		
施設の使用又は使用料を徴収する場合はその額の明細		
施設の保全又は補修の方法		
火災、傷害、盗難、その他災害予防の方法及び災害発生時の措置		
施設の清掃、消毒、汚物処理その他衛生保持の具体的方法		

使用人の職種別人員数	
法令又は他の条例の規定により免許、許可等の処分を必要とする事業にあっては、その処分並びに免許、許可等の処分を受けた年月日及び番号その他管理(経営)方法につき特記すべき事項	
備考	

(注) 1 「施設の名称」欄には、屋号その他通常用いられる呼称を記入すること。

2 「法令又は他の条例の規定により免許、許可等の処分を必要とする事業にあっては、その処分並びに免許、許可等の処分を受けた年月日及び番号その他管理(経営)方法につき特記すべき事項」欄には届出人において必要と認める事項のほか次の施設については、それぞれ当該事項を必ず詳細に記入すること。

- (1) 宿舍  
交通公社、ユースホステル協会その他の特約または協定関係風紀維持の方法
- (2) 避難小屋  
主たる備品の種類及びその保管、補給の方法
- (3) 休憩所、展望施設及び案内所  
売店、食堂等が併設されている場合は、その経営の方法
- (4) 野営場  
利用者の秩序維持の方法
- (5) キャンプファイアー、パーテイその他経営者主催又は後援の催物  
水泳場及び舟遊場
- (6) 水難防止及び救急の具体的方法  
車庫



様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所

申請者 氏名

①

(法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

公園事業執行承認事項変更承認申請書

公園事業の執行の承認を受けた事項を変更したいので、鳥取県立自然公園条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 自動車修理設備
- (7) 給油施設
  - 販売品の種類
  - (8) 医療救急施設
  - 主な備品、薬品及びその補給方法
  - 医療救急担当者の資格及びその勤務方法
  - (9) 博物館、植物園、水族館及び博物館展示施設
  - 主な動植物又は展示物件の種類及び数量
  - 利用指導又は解説の方法
  - (10) 野外劇場
  - 主な催物の種類
  - (11) 動物繁殖施設
  - 動物の種類
  - ひな等の分譲その他繁殖した動物の処分の方法

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第	号
公園事業の種類			
変更の内容	事項の位置	変更前	変更後
	施設の規模及び構造 施設の管理又は経営 の方法の概要		
変更を必要とする理由			
法令又は他の条例の規定により変更につき許可、認可等の処分又は届出を必要とするものであるときは、当該法令名及び処分の有無			
備考			

添付書類 変更しようとする事項が施設の位置又は施設の規模及び構造に係るときは、変更の内容を明らかにした図面

様式第5号 (第7条関係)

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所  
申請者 氏名 (印)  
(法人又は組合にあっては主たる事務所)  
(の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

公園事業休止 (廃止) 承認申請書

公園事業を休止 (廃止) したいので、鳥取県立自然公園条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第 号
公園事業の種類		
休止 (廃止) の範囲		
休止の予定期間 (廃止の予定期間)		
休止 (廃止) を必要とする理由		
法令又は他の規定により、期日又は延長につき許可等の処分又は届出を必要とするものであるときは、当該法令及び処分の有無		
備考		

(注) 「休止 (廃止) の範囲」の欄には、全部、一部の別及び一部の場合は、その範囲を明示すること。

添付書類 承認を受けようとする者が、法人又は組合であるときは、前項の申請書に公園事業の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添付すること。

様式第6号 (第8条関係)

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所  
譲渡人 氏名 (印)  
(法人又は組合にあっては主たる事務所)  
(の所在地及び名称並びに代表者の氏名)  
住所  
譲受人 氏名 (印)

公園事業譲渡承認申請書

公園事業者たる地位を譲渡により承継したいので、鳥取県立自然公園条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第 号
公園事業の種類		
譲渡に係る公園事業の範囲		
譲渡の価格		
譲渡の予定期日		
譲渡を必要とする理由		
備考		

添付書類 1 譲渡に関する契約書の写し  
2 譲渡価格の明細書

- 3 譲受人が現に公園事業の執行の承認を受けた者でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為又は規則及び登記簿の謄本又は組合契約書の写し
- 4 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為又は規約
- 5 譲渡人又は譲受人が法人又は組合であるときは、公園事業の譲渡又は譲受に関する意思決定を証する書類

様式第7号 (第10条関係)

鳥取県知事

殿

年 月 日

住所 氏名 届出人 氏名 (印)

(法人又は組合にあっては主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

住 所 (氏名) 変更届  
主たる事務所 (名称)

住所 (氏名) (主たる事務所 (名称)) を変更したので、鳥取県立自然公園条例施行規則第10条第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第 号
公園事業の種類		
旧住所及び氏名		
新住所及び氏名		
変更した年月日		
備考		

(注) 当該届出人が、公園事業の施行の承認を2つ以上受けている場合は「承認を受けた年月日及び番号」「公園事業の種類」欄の記載に当たってはすべてを記載すること。

様式第8号 (第10条関係)

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所  
届出人 氏名 (印)  
(法人又は組合にあっては主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

法 人 設 立 届

法人を設立したので、鳥取県立自然公園条例施行規則第10条第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第 号
公園事業の種類		
法人設立登記年月日		
新住所及び氏名		
備考		

様式第9号 (第10条関係)

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所  
届出人 氏名 (印)  
(法人又は組合にあっては主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

施 設 供 用 再 開 届

施設の供用を再開したので、鳥取県立自然公園条例施行規則第10条第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第 号
公園事業の種類		
休止の承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第 号
承認を受けた休止期間	年 月 日 から	年 月 日まで
供用再開年月日		
備考		

様式第10号 (第10条関係)

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所

届出人 氏名

㊟

(法人又は組合にあっては主たる事務所)  
(の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

公園事業休止 (廃止) 届

法令又は他の条例の規定により公園事業の休止 (廃止) をするので、鳥取県立自然公園条例施行規則第10条第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第	号
公園事業の種類			
休止 (廃止) 予定年月日	年 月 日		
他の法令の根拠			
備考			

(注) 「法令又は他の条例の根拠」欄には、休止又は廃止につき行政庁の認可その他の処分を受ける法令の名称及び当該条文を記載すること。

様式第11号 (第10条関係)

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所

届出人 氏名

㊟

(法人又は組合にあっては主たる事務所)  
(の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

公園事業譲渡承継終了届

公園事業者たる地位を譲渡により承継したので、鳥取県立自然公園条例施行規則第10条第5号の規定により、次のとおり届け出ます。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第	号
公園事業の種類			
承継完了年月日	年 月 日		
備考			

様式第12号 (第10条関係)

鳥取県知事 殿

年 月 日

住所  
 届出人 氏名 (印)  
 (法人又は組合にあっては主たる事務所)  
 (の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

相 続 ( 合 併 ) 終 了 届

公園事業者たる地位を相続(合併)により承継したので、鳥取県立自然公園条例施行規則第10条第6号の規定により、次のとおり届け出ます。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令第 号
公園事業の種類		
相続人の氏名称		
相続終了年月日		
備 考		

様式第13号 (第13条関係)

鳥取県知事 殿

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 申請者 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  
 .....  
 ..... 電話番号 ..... (印)

県立自然公園特別地域内行為許可申請書

鳥取県立自然公園条例第11条第3項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。) 1 工作物の新、改、増築 2 木竹の伐採 3 鉱物(土石)の採取 4 水位(量)の増減 5 広告物等の設置 6 水面埋立て、干拓 7 土地開墾、形状変更 8 高山植物等の採取又は損傷 9 指定区域への車馬の乗り入れ等
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	別紙のとおり
行為の着手及び完了の予定日	
備 考	

(注) 1 行為の施行方法は、別紙とし、行為の種類に応じ、次に掲げる事項を記載すること。

行為の種類	記載する事項
1 工作物の新築、改築又は増築	1 工作物の種類 2 敷地の面積 3 規模、構造 4 主要材料 5 外部の仕上げ及び色彩 6 関連行為の概要 7 工事施行後の周辺の取扱い
2 木竹の伐採	1 林況(林種、樹種、林令、森林全面積及び総蓄積) 2 伐採種別(主伐、皆伐、単木択伐、塊状択伐、間伐等) 3 伐採面積 4 平均樹齢 5 平均胸高直径 6 伐採材積 7 伐採材積歩合 8 伐採設備 9 伐採跡地の取扱い 10 関連行為の概要
3 鉱物(土石)の採取	1 鉱物又は土石の種類 2 採取方法の種類(露天掘、坑道掘、横坑道、縦坑、斜坑等) 3 掘採又は採取の量 4 地形質変更の面積 5 掘採又は採取後の地形質の状況 6 掘採又は採取による地形質変更後の取扱い 7 関連行為の概要 8 掘採又は採取後の周辺の取扱い
4 水位(量)の増減	1 水位又は水量の増減の原因となる行為 2 水位又は水量の増減の及ぶ範囲 3 水位又は水量の増減の量及び時期、施行設備 4 工事施行設備 5 関連行為の概要

5 広告物等の設置	1 広告物等の種類 2 工作物として設置する場合の敷地面積 3 工作物等に掲出し、又は表示する場合の工作物等の種類 4 規模、構造 主要材料、色彩、表示内容及び仕様の概要
6 水面の埋立て、又は干拓	1 埋立又は干拓の面積 2 工事の施行方法 3 埋立又は干拓後の取扱い 4 関連行為の概要 5 埋立又は干拓後の周辺の取扱い
7 土地開墾、形状変更	1 土地の形状変更の原因となる行為 2 行為地の状況 3 施行面積 4 施行に伴う土地の形状変更状況 5 施行設備 6 施行後の取扱い
8 植物等の採取又は損傷	1 採取物又は損傷物の種類 2 採取物又は損傷物の数量 3 採取又は損傷の方法
9 指定区域における車馬若しくは動力船の使用、又は航空機の着陸	1 行為の種類 2 行為の範囲 3 関連行為の概要 4 行為後の取扱い

2 備考欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その処分又は届出の名称、その申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び届出、許可、認可等の番号を記入すること。

添付書類 1 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図  
2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真  
3 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図  
4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の断面図

様式第14号 (第14条関係)

鳥取県知事 殿

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出人 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

県立自然公園特別地域内既着手行為等届出書

鳥取県立自然公園条例第11条第4項(第5項)の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	行 為 の 目 的 的 場 所
1 工作物の新、改、増築	別紙のとおり
2 木竹の伐採	
3 鉱物(土石)の採取	
4 水位(量)の増減	
5 広告物等の設置	
6 水面埋立て、干拓	
7 土地開墾、形状変更	
8 高山植物等の採取又は損傷	
9 指定区域への車馬の乗り入れ等	

(該当する番号を○で囲むこと。)

(注) 1 備考欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び届出又は許可、認可等の番号を記入すること。

2 行為の施行方法は、別紙とし、行為の種類に応じ、次に掲げる事項を記載すること。

行 為 の 種 類	記 載 す る 事 項
1 工作物の新築、改築又は増築	1 工作物の種類 2 敷地の面積 3 規模、構造 4 主要材料 5 外部の仕上げ及び色彩 6 関連行為の概要 7 工事施行後の周辺の取扱い、 林況(林種、樹種、林令、森林全面積及び 1 総蓄積) 2 伐採種別(主伐、皆伐、単木択伐、塊状択 伐、間伐等) 3 伐採面積 4 平均樹齢 5 平均胸高直径 6 伐採材積 7 伐採材積歩合 8 伐採設備 9 伐採跡地の取扱い 10 関連行為の概要
2 木竹の伐採	1 林況(林種、樹種、林令、森林全面積及び 1 総蓄積) 2 伐採種別(主伐、皆伐、単木択伐、塊状択 伐、間伐等) 3 伐採面積 4 平均樹齢 5 平均胸高直径 6 伐採材積 7 伐採材積歩合 8 伐採設備 9 伐採跡地の取扱い 10 関連行為の概要
3 鉱物(土石)の採取	1 鉱物又は土石の種類 2 採取方法の種類(露天掘、坑道掘、横坑道、 縦坑、斜坑等) 3 掘採又は採取の量 4 土地形質変更の面積 5 掘採又は採取後の土地形質の状況 6 掘採又は採取による土地形質変更後の取扱 い 7 関連行為の概要 8 掘採又は採取後の周辺の取扱い
4 水位(量)の増減	1 水位又は水量の増減の原因となる行為 2 水位又は水量の増減の及ぶ範囲 3 水位又は水量の増減の量及び時期、施行設 備 4 工事施行設備 5 関連行為の概要



5 広告物等の設置	1 広告物等の種類	1 埋立又は干拓の面積
	2 工作物として設置する場合の敷地面積	2 工事の施行方法
	3 工作物等に掲出し、又は表示する場合の工作物等の種類	3 埋立又は干拓後の取扱い
	4 規模、構造、主要材料、色彩、表示の内容及び仕様の概要	4 関連行為の概要
6 水面の埋立て、又は干拓	1 埋立又は干拓の面積	5 埋立又は干拓後の周辺の取扱い
	2 工事の施行方法	1 土地の形状変更の原因となる行為
	3 埋立又は干拓後の取扱い	2 行為地の状況
	4 関連行為の概要	3 施行面積
	5 埋立又は干拓後の周辺の取扱い	4 施行に伴う土地の形状変更状況
7 土地開墾、形状変更	1 土地の形状変更の原因となる行為	6 施行後の取扱い
	2 行為地の状況	1 採取物又は損傷物の種類
	3 施行面積	2 採取物又は損傷物の数量
	4 施行に伴う土地の形状変更状況	3 採取又は損傷の方法
	5 施行設備	1 行為の種類
	6 施行後の取扱い	2 行為の範囲
8 植物等の採取又は損傷	1 採取物又は損傷物の種類	3 関連行為の概要
	2 採取物又は損傷物の数量	4 行為後の取扱い
	3 採取又は損傷の方法	
9 指定区域における車馬若しくは動力船の使用、又は航空機の着陸	1 行為の種類	
	2 行為の範囲	
	3 関連行為の概要	
	4 行為後の取扱い	

添付書類 1 鳥取県立自然公園条例第11条第4項の規定による場合 次に掲げる書類

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
  - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
  - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
  - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の断面図
- 2 鳥取県立自然公園条例第11条第5項の規定による場合 1(1)の書類

様式第15号 (第16条関係)

鳥取県知事 殿

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出人 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

県立自然公園普通地域内行為届出書

鳥取県立自然公園条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	行 為 の 場 所	行 為 の 着 手 及 び 完 了 の 予 定 日	備 考
1 工作物の新、改、増築	2 水位(量)の増減		
3 広告物等の設置	4 水面埋立て干拓		
5 鉱物(土石)の採取			
6 土地の形状変更			

(注) 1 備考欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び届出又は許可、認可等の番号を記入すること。

2 行為の施行方法は、別紙とし、行為の種類に応じ、次に掲げる事項を記載すること。

行為の種類	記載する事項
1 工作物の新築、改築又は増築	1 工作物の種類 2 敷地の面積 3 規模、構造 4 主要材料 5 外部の仕上げ及び色彩 6 関連行為の概要 7 工事施行後の周辺の取扱い
2 水位(量)の増減	1 水位又は水量の増減の原因となる行為 2 水位又は水量の増減の及ぶ範囲 3 水位又は水量の増減の量及び時期、施行設備 4 工事施行設備 5 関連行為の概要
3 広告物等の設置	1 広告物等の種類 2 工作物として設置する場合の敷地面積 3 工作物等に掲出し、又は表示する場合の工作物等の種類 4 規模、構造、主要材料、色彩、表示の内容及び仕様の概要
4 水面の埋立て、又は干拓	1 埋立又は干拓の面積 2 工事の施行方法 3 埋立又は干拓後の取扱い 4 関連行為の概要 5 埋立又は干拓後の周辺の取扱い
5 鉱物(土石)の採取	1 鉱物又は土石の種類 2 採取方法の種別(露天掘、坑道掘、横坑道、縦坑、斜坑等) 3 掘採又は採取の量 4 土地形質変更の面積 5 掘採又は採取後の土地形質の状況 6 掘採又は採取による土地形質変更後の取扱い 7 関連行為の概要 8 掘採又は採取後の周辺の取扱い

6 土地の形状変更

1 土地の形状変更の原因となる行為	1 土地の形状変更の原因となる行為
2 行為地の状況	2 行為地の状況
3 施行面積	3 施行面積
4 施行に伴う土地の形状変更状況	4 施行に伴う土地の形状変更状況
5 施行設備	5 施行設備
6 施行後の取扱い	6 施行後の取扱い

添付書類

- 1 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の断面図

様式第16号 (第20条関係)

(表 面)

第 号	身 分 証 明 書
所 属 (所在地)	
職 名	
氏 名	
住 所	
年 月 日 交 付	年 月 日 生 ( 才 )
鳥取県知事 印	

(裏 面)

この証明書を携帯する者は、鳥取県立自然公園条例第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立自然公園の保護又は利用上必要な指示若しくは立入り又は公園事業に  
 関し実地調査のための立入り若しくは標識の設置等を行う職員である。

(注) この用紙はB列7番とし、厚紙を用いるものとする。

様式第17号 (第21条関係)

年 月 日

鳥取県知事 殿

請求者 住所 氏名 (法人又は組合にあっては主たる事務所) (の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 印

補 償 請 求 書

鳥取県立自然公園条例第18条の規定により、次のとおり損失の補償を請求します。

補 償 請 求 の 理 由	損 失 を 受 け た 額	請 求 す る 補 償 額	請 求 額 の 内 訳	備 考

添付書類 当該損失補償額の算出の基礎となった資料

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附別別表中「五八、七三〇円」を「五九、四五〇円」に、「五七、七三〇円」を「五八、四五〇円」に、「六三、七三〇円」を「六四、四五〇円」に、「六一、七三〇円」を「六三、四五〇円」に、「六八、七三〇円」を「六九、四五〇円」に、「六七、七三〇円」を「六八、四五〇円」に、「七三、七三〇円」を「七四、四五〇円」に、「七二、七三〇円」を「七三、四五〇円」に、「七八、七三〇円」を「七九、四五〇円」に、「七七、七三〇円」を「七八、四五〇円」に、「八三、七三〇円」を「八四、四五〇円」に、「八二、七三〇円」を「八三、四五〇円」に、「八八、七三〇円」を「八九、四五〇円」に、「八七、七三〇円」を「八八、四五〇円」に、「九三、七三〇円」を「九四、四五〇円」に、「九二、七三〇円」を「九三、四五〇円」に、「九八、七三〇円」を「九九、四五〇円」に、「九七、七三〇円」を「九八、四五〇円」に、「一〇三、七三〇円」を「一〇四、四五〇円」に、「一〇二、七三〇円」を「一〇三、四五〇円」に、「一〇八、七三〇円」を「一〇九、四五〇円」に、「一〇七、七三〇円」を「一〇八、四五〇円」に、「一五一、七三〇円」を「一五三、一五〇円」に、

「一五〇、七三〇円」を「一五二、一五〇円」に、「三、八七三、一一二円」を「三、九一〇、三三二円」に、「二五、四三〇円」を「二五四、一一〇円」に、「一五一、四三〇円」を「一五三、一一〇円」に改める。

別表中「五八、七三〇円」を「五九、四五〇円」に、「五七、七三〇円」を「五八、四五〇円」に、「六一、七三〇円」を「六一、四五〇円」に、「六二、四五〇円」を「六一、七三〇円」に、「六一、四五〇円」を「六一、四五〇円」に、「六四、七三〇円」を「六五、四五〇円」に、「六三、七三〇円」を「六一、四五〇円」に、「六四、四五〇円」に、「七〇、七三〇円」を「七一、四五〇円」に、「六六、七三〇円」を「六七、四五〇円」に、「七〇、七三〇円」を「七一、四五〇円」に、「六九、七三〇円」を「七〇、四五〇円」に、「七三、七三〇円」を「七四、四五〇円」に、「七一、七三〇円」を「七三、四五〇円」に、「七八、七三〇円」を「七九、四五〇円」に、「七七、七三〇円」を「七八、四五〇円」に、「八三、七三〇円」を「八四、四五〇円」に、「八二、七三〇円」を「八三、四五〇円」に、「八八、七三〇円」を「八九、四五〇円」に、「八七、七三〇円」を「八八、四五〇円」に、「九三、七三〇円」を「九四、四五〇円」に、「九二、七三〇円」を「九三、四五〇円」に、「九八、七三〇円」を「九九、四五〇円」に、「九七、七三〇円」を「九八、四五〇円」に、「一〇五、四五〇円」を「一〇六、四五〇円」に、「一〇四、七三〇円」を「一〇五、四五〇円」に、「一一二、七三〇円」を「一一三、四五〇円」に、「一一、七三〇円」を「一二、四五〇円」に、「一九、七三〇円」を「二〇、四五〇円」に、「二一、七三〇円」を「二二、四五〇円」に、「一九、四五〇円」に、「二六、七三〇円」を「二七、四五〇円」に、「二五、七三〇円」を「二六、四五〇円」に、「一三三、七三〇円」を「一三四、四五〇円」に、「一三二、七三〇円」を「一三三、四五〇円」に、「三、八七三、一一二円」を「三、九一〇、三三二円」に、「一五一、七三〇円」を「一五三、一五〇円」に、「一五〇、七三〇円」を「一五一、四五〇円」に、「三、八七三、一一二円」を「三、九一〇、三三二円」に、「一五一、四三〇円」を「一五四、一一〇円」に、「一五一、四三〇円」を「一五三、一一〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)



ように改正する。

第十六条に次の二号を加える。

九 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 前各号に掲げる行為に付帯する行為

第十九条第二号中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三号ハ中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる行為に付帯する行為

別表第一第一号ハの(ル)中「以下」の下に「第十号及び別表第二第八号を除き」を加え、同号ハの(ウ)中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に、「第三条第九号」を「第三条第十四号」に改め、同号ハの(ウ)中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同号ハの(フ)中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改め、同号ハの(ロ)中「付帯する」を「付帯する」に改め、同表中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。

別表第二第一号ニ中「又若しくはルに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、」を「ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については」に改め、同号ヲ中「海洋汚染防止法第三条第九号」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号」に改め、同号タ中「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第百一条第三項」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第八十六条第三項」に改め、同号ネ中「燈ろう」

を「灯ろう」に改め、同号ラの(ホ)中「へい」を「塀」に改め、同表第八号トを次のように改める。

ト 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第四条第八項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により建設大臣の認可を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。))を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。))を除く。

別表第二第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ニ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法

第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。へ 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ト 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

チ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

リ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）。

別表第二に次の一号を加える。

十 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は条例第十六条第四項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは条例第十六条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為  
別表第三第六号二中「別表第二第八号」を「別表第二第九号」に改め、同表に次の一号を加える。

七 前各号に掲げる行為に付帯する行為  
様式第四号中「捕獲し、又は採取する」を「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは捕縛する」に改める。

様式第六号の裏面中「20万円」を「50万円」に、「10万円」を「30万円」に改める。  
様式第七号の裏面中「5万円」を「20万円」に改める。  
様式第八号の裏面中「5万円」を「20万円」に改める。

附則  
この規則は、平成六年十二月一日から施行する。

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十二号

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県景観形成条例施行規則（平成五年七月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第七条第三項」を「第八条第二項の規定により承認を受けて行う行為、同条例第十一条第三項」に改め、「行為」の下に「及び同条例第十三条第一項の規定により届け出て行う行為」を加える。

附則

この規則は、平成六年十二月一日から施行する。